

議案第 22 号

小城市重要無形民俗文化財指定証書交付要綱を定める告示

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和元年 11 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

現行の小城市文化財保護条例には小城市重要無形民俗文化財指定証書の交付に関する規定がないため、指定証書交付に関する要綱を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会告示第5号

小城市重要無形民俗文化財指定証書交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は小城市文化財保護条例(平成17年小城市条例第95号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき小城市重要無形民俗文化財(以下「市重要無形民俗文化財」という。)が指定されたときの指定証書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定証書の交付)

第2条 小城市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は条例第25条の規定により市重要無形民俗文化財が指定されたときは、当該市重要無形民俗文化財の保護団体(以下「保護団体」という。)に対し、指定証書(様式第1号)1通(2以上の団体があるとき、又は2以上の団体で保護団体が組織されているときは各1通)を交付するものとする。

2 保護団体は、指定証書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、再交付を申請することができる。この場合においては、指定証書再交付申請書(様式第2号)を提出する他、必要に応じてこれらの事実を証明するに足りる書類又は破損した指定証書を添えなければならない。

3 保護団体はその名称を変更したときは、さきに交付した指定証書と引換に再交付を行うものとする。

(指定証書の返付)

第3条 教育委員会は、条例第26条の規定により市重要無形民俗文化財の指定が解除されたときは、保護団体に交付した指定証書を返付させるものとする。

2 教育委員会は、保護団体が解散したときは、当該保護団体に交付した指定証書を返付させるものとする。

附 則

この告示は、公布日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（表面）

第 号
小城市重要無形民俗文化財指定証書
名称
保護団体名
小城市文化財保護条例第 25 条第 1 項の規定により小城市重要無形民俗文化財に指定する
年 月 日
小城市教育委員会 印

（裏面）

再交付の年月日
再交付の理由
備考
1 指定証書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損したときは、再交付を申請することができます。
2 団体が名称を変更したときは、この指定証書と引換に再交付します。
3 指定を解除されたとき、又は団体が解散したときは、指定証書を返付してください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

小城市教育委員会 様

保護団体名：

代表者氏名：

⑨

小城市重要無形民俗文化財指定証書再交付申請書

下記の理由により、指定証書の再交付を申請します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 指定年月日
- 3 再交付の理由